

答 申 書
(答 申 第 236 号)
平成 29 年 3 月 17 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が別紙 1 の表の左欄に掲げる部分を非開示として一部開示決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「北海道警察情報管理システム（以下「本件システム」という。）に登録されている〇〇〇〇所有車に係る第〇〇〇〇号の登録データ及び審査データ」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報を「本件システムに登録された開示請求者に係る放置駐車確認標章番号第〇〇〇〇号のデータ」（以下「本件対象個人情報」という。）と特定し、その一部が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 3 号に規定する非開示情報（以下「3 号情報」という。）及び同条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 項 2 号情報」という。）に該当するとして平成 28 年 8 月 25 日付け道本交指（駐）第 82 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の非開示部分の開示を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 3 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 3 号は、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は本件対象個人情報のうち、「処理フラグ」欄については、本件システムの内部処理動作や処理に必要な情報が記載されており、この情報は本件システムの作成事業者が保有する製品技術上のノウハウに関する情報であって、一般に公開していない内部管理上の情報であることから、開示することにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、3 号情報に該当すると主張する。

ウ 本件システムは、民間企業である作成事業者が独自技術を用いて開発した一般に公開されていないプログラムを使用している。そのため、「処理フラグ」欄を公開することとすると、本件システムのデータの処理方法など製品技術上のノウハウが明らかになり、本件システムの作成事業者の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

よって、本件処分における「処理フラグ」欄については、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる情報であり、3 号情報に該当するものと判断する。

(4) 2 項 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 2 項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第 2 号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を 5 つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関が 2 項 2 号情報に該当するとして非開示とした部分は、①「違反確認者氏名 1」及び「登録者」欄に記載された警察官の氏名、②「違反確認者コード 1」、「違反確認結果登録担当者コード」、「違反審査担当者コード」及び「弁明審査担当者コード」欄に記載された職員番号並びに③「車名」、「塗色」、「本庁登録塗色」及び「本庁登録車名」欄に記載された違反車両に関する情報であり、実施機関は次のとおり主張する。

(ア) 警察官の氏名については、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名が記載されており、これらが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) 職員番号については、職員固有の番号であり、捜査活動における一定業務の個人識別番号として使用されており、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が、当該番号を利用して不正に警察情報を入手するなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) 違反車両に関する情報については、捜査機関が把握する違反車両に関する具体的な情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、違反者等に有利な情報を与え、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 実施機関に対し、それぞれの「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(ア) 警察官の氏名について

「違反確認者氏名 1」及び「登録者」欄には、特定の警察官の氏名が記録されている。

本件処分で氏名を非開示とした警察官は、重要又は特異な事件事故等が発生した場合において、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事することがあり、当該警察官の氏名が明らかになると、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査対象者等から対抗措置を講じられるなど、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため、2 項 2 号情報に該当すると判断したものである。

(イ) 職員番号について

「違反確認者コード 1」、「違反確認結果登録担当者コード」、「違反審査担当者コード」及び「弁明審査担当者コード」欄には、職員番号が記録されている。

職員番号は、北海道警察職員個々に割り振られた職員固有の番号であり、警察情報へアクセスする際の個人識別番号として使用していることから、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が当該番号を利用して不正に警察情報を取得することを容易にし、今後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため、2 項 2 号情報に該当すると判断したものである。

(ウ) 「車名」、「塗色」、「本庁登録塗色」及び「本庁登録車名」欄に記載された違反車両に関する情報について

放置駐車違反の責任は、違反の原因行為者である運転者が第一義的に負うべきものであり、当該運転者を自認する者が警察署等へ出頭してきた場合には、道路交通法違反事件の容疑者として同

人に対する取調べを行い、同人の供述内容が、警察が把握する捜査情報と符合し矛盾がないかなど、違反行為を行った運転者でなければ知り得ない供述がなされるかを確認し、当該運転者であることを認定した場合には、反則告知を原則とした運転者責任追及の措置を講ずることとなる。

本件放置駐車違反は、運転者が未出頭の未決事件として捜査中の道路交通法違反事件であり、「車名」、「塗色」、「本庁登録塗色」及び「本庁登録車名」欄には、捜査機関が把握する放置車両に関する捜査内容が記録されていることから、これらが明らかになると、当該放置車両の使用者や運転者が、自身への責任追及を免れるため、第三者を身代わりとして出頭させ、捜査機関が把握する事実即ち供述をさせることが可能となるなど、未決事件の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第2項第2号の非開示情報に該当すると判断したものである。

エ これらの説明から、実施機関は当審査会に対し、本件非開示部分と捜査等の関係を具体的に示しており、それらによれば、本件非開示部分を開示した場合、特定の警察職員の氏名及び職員番号が明らかになることにより、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査対象者等から対抗措置を講じられるなど、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、違反車両に関する情報が明らかになることにより、身代わり出頭など摘発を不当に逃れるための対抗措置を講じられるなど、現在捜査中の事件捜査及び今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

よって、本件非開示情報は未解決の刑事事件における重要な証拠であり、これらを開示すると犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

オ したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、「車名」欄及び「塗装」欄などを不開示とする具体的な理由を記すべきである旨主張する。

しかしながら、本件個人情報一部開示決定通知書の別紙には、処分理由の適用条項が「条例第16条第2項第1号で適用する同条第1項第3号」及び「同条第2項第2号」である旨記載され、また、開示をしない理由についても、具体的に記載されており、本件処分を取り消さなければならない程度に処分理由の不足があるとはいえないものと判断する。

イ また、請求人は「違反確認者氏名1」欄の警察官氏名については、放置車両確認標章に自ら署名することで既に明らかになっている旨主張する。

しかし、本事案では請求人が放置車両の運転者であったことは明らかになっておらず、放置車両確認標章を受領した本人であるか否かは不明であることから、これについても、開示することにより、事件捜査に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の判断は妥当である。

ウ これらのことから、上記請求人の主張については、条例の解釈適用を左右するものではなく、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年11月10日	○ 諮問書の受理（諮問番号538） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤手続分離通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成28年11月30日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年1月31日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年3月3日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年3月9日 （第88回全体会）	○ 答申案審議
平成29年3月17日	○ 答申

別紙 1

○本件諮問事案に係る非開示部分

開示をしない部分	適用条項
「違反確認者氏名 1」及び「登録者」欄に記載された警察官の氏名	北海道個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 16 条第 2 項第 2 号
「違反確認者コード 1」、「違反確認結果登録担当者コード」、「違反審査担当者コード」及び「弁明審査担当者コード」欄に記載された職員番号	
「車名」、「塗色」、「本庁登録塗色」及び「本庁登録車名」欄	
「処理フラグ」欄	条例第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 3 号